

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成14年7月から同年9月までの期間及び同年12月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成14年10月及び同年11月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成14年7月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

2 申立人は、申立期間②のうち、平成15年1月から同年3月まで、同年5月から18年2月までの期間及び同年4月から19年4月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年1月から同年3月までの期間及び同年5月から17年4月までの期間は22万円、同年5月から18年2月までは26万円、同年4月から19年4月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成15年4月は22万円、18年3月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（平成20年2月1日にB社と合併後、同年10月20日からC社）における資格喪失日に係る記録を19年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 14 年 6 月から同年 12 月まで
② 平成 15 年 1 月から 19 年 4 月まで
③ 平成 19 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①及び②について、B社及びA社での標準報酬月額記録が、所持している給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので記録を訂正してほしい。

また、申立期間③について、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成 14 年 7 月から同年 9 月までの期間及び同年 12 月について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成 14 年 10 月及び同年 11 月について、上記給与明細書により、申立人は、当該期間において、20 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、22 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額から 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成 14 年 7 月から同年 12 月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成14年6月について、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、申立人から提出された「平成14年分給与所得の源泉徴収票」を検証しても、当該期間に係る保険料控除が確認できない。

また、C社から回答が得られない上、同僚から提出された給与明細書によると、資格取得月に係る給与から保険料を控除されていない者が複数確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②のうち、平成15年1月から同年3月まで、同年5月から18年2月までの期間及び同年4月から19年4月までの期間について、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（15年1月から同年3月までの期間及び同年5月から17年4月までの期間は22万円、同年5月から18年2月までは26万円、同年4月から19年4月までは28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、平成15年4月及び18年3月について、上記給与明細書により、申立人は、当該期間において、15年4月は22万円、18年3月は24万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、15年4月は28万円、18年3月は26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額から平成15年4月は22万円、18年3月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の

標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、平成19年5月31日までA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書により、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、事業主が資格喪失日を平成19年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年11月1日、資格喪失日は25年5月27日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年11月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは6,600円、同年12月から24年4月までは8,100円、同年5月から25年4月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から25年5月27日まで

A社へ終戦後入社組として昭和21年11月1日に入社し、勤務した。しかし、戦後の不況が深刻化し、大幅な人員削減が発生したため、25年5月26日に自主退社した。

勤務していた期間は正社員であり、社会保険料も控除されていたので、記録が無いのは納得できない。記録を回復してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していた期間における申立人の妻の具体的かつ詳細な記憶から、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名かつ生年月日が一致する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

しかし、当該未統合記録は、厚生年金保険被保険者名簿では資格喪失日が昭和25年5月27日と記載されているものの、資格取得日の記載が無い上、当該未統合記録に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保

険者台帳索引票（払出票）が保管されておらず、保険出張所（当時。22年5月以降は、社会保険出張所）における記録管理が適切でなかったことがうかがわれる。

また、申立人の妻は、「申立人は、昭和21年11月1日にA社に入社した。」と主張しているところ、当該未統合の厚生年金保険記号番号の前10番から後15番までに係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認し、資格取得日が索出された12人のうち、昭和21年11月1日に資格取得した者が8人おり、残り4人はそれ以前の資格取得日であり、それ以後の資格取得日の者は見当たらないことから、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録の資格取得日は、同年11月1日であると推認できるとともに、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年11月1日、資格喪失日は25年5月27日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和21年11月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは6,600円、同年12月から24年4月までは8,100円、同年5月から25年4月までは8,000円とすることが妥当である。

中部（愛知）厚生年金 事案 8599

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無い。当該賞与の振込みが確認できる預金通帳の写しを提出するので年金記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人が提出した預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から28万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、平成21年6月16日に資格を取得し、現在も継続しているところ、同日から23年2月1日までは厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を21年6月16日とし、申立期間①の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

申立人の申立期間③から⑤までに係る標準賞与額の記録については、平成21年12月30日は10万円、22年6月29日は15万円、同年12月29日は14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、③、④及び⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年6月16日から23年2月1日まで
② 平成21年6月30日
③ 平成21年12月30日
④ 平成22年6月
⑤ 平成22年12月29日

私はB社及び同社の関連会社であるA社に勤務し、勤務場所及び勤務形態に変更が無かったにもかかわらず、同社に勤務した申立期間①の年金記録が無い。申立期間②はB社から、申立期間③から⑤まではA社からそれぞれ賞与の支給を受けたが年金記録が無い。

申立期間①から⑤までについて、給与及び賞与から厚生年金保険料を控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、平成21年6月16日に資格を取得し、現在も継続しているところ、同日から23年2月1日までは厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された平成21年から23年までの年間賃金台帳及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は21年6月16日から同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記年間賃金台帳及び給与明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③から⑤までについて、A社から提出された平成21年及び22年の年間賃金台帳、全社員賞与集計表、申立人から提出された預金通帳の写し及び同社の回答により、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の回答等により、申立人は申立期間④において、2回の賞与の支払を受けていることが認められるが、同一月に賞与が2回以上支給される場合の標準賞与額については、厚生年金保険法第24条の3において、「被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。」と規定されていることから、それぞれの賞与額を合算し決定されることになる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることか

ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記年間賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、申立期間③は10万円、申立期間④は15万円、申立期間⑤は14万7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間④に係る賞与の支給日については、預金通帳に振込記録は無く、上記年間賃金台帳等にも賞与支給日に係る記載が無く不明であるところ、A社は、「平成22年6月28日と同月29日にそれぞれ賞与を支給した。」と回答しており、同一月内において2回以上賞与が支払われた場合は、その月の最後に支払われた日を賞与年月日とするとされていることから、平成22年6月29日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間②について、B社から提出された年間賃金台帳、全社員賞与集計表、申立人から提出された預金通帳の写し及び同社の回答により、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、当該賞与は、申立人がB社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した月である平成21年6月に支給されたものであるところ、厚生年金保険法では、被保険者資格喪失日の属する月は、被保険者期間に算入しないこととされており、また、保険料は、被保険者期間に算入される各月についてのみ徴収することとされている。

これらのことから、平成21年6月は、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であり、同年6月30日に支給された賞与については、制度上保険料徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年1月25日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月25日から同年2月25日まで
② 昭和44年9月25日から同年10月1日まで

私は、B社に昭和43年10月1日に入社し、平成19年11月末に定年退職し、引き続き21年3月末まで継続して勤務した。

しかし、自分の年金記録を確認したところC社からA社に異動し、同社から再びC社に異動した際にそれぞれ1か月の空白があることが分かった。

申立期間①及び②について当時の資料は無いが、B社に継続して勤務していたことは確かなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の記録及びB社から提出された経歴表から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（C社からA社に異動、その後同社から再びC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、一緒に異動したとする同僚の記録から、申立期間①及び②当時はA社に在籍していたことが推認できることから、申立人の同社の資格取得日を昭和44年1月25日、資格喪失日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44

年2月及び同年8月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管している申立人に係るA社における「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、厚生年金保険の資格取得日が昭和44年2月25日、資格喪失日が同年9月25日となっていることが確認できることから、事業主が同年2月25日を厚生年金保険の資格取得日、同年9月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（石川）厚生年金 事案 8602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社の本社から同社B支店に異動した際の厚生年金保険被保険者記録に被保険者でない期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録、C健康保険組合の加入記録及び同社の回答並びに申立人と同時期に同社本社から同社B支店に異動した複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年4月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8603

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年12月29日は3万4,000円、16年12月29日は3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月

申立期間①及び②において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、45万円の標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、申立期間①は3万4,000円、申立期間②は3万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は3万4,000円、申立期間②は3万3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、A社は、「申立期間当時、12月の賞与は毎年29日に支給していた。」と回答していることから、申立期

間①は平成15年12月29日、申立期間②は16年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、昭和 63 年 8 月 1 日が A 社での資格取得日となっているが、実際には、57 年 4 月に入社し、59 年 4 月 1 日から被保険者となっていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 4 月 1 日から A 社で厚生年金保険に加入したはずである。」と主張しているところ、A 社の回答及び同社から提出された従業員名簿から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、「当時の担当者は既に退職している上、従業員名簿以外の資料が無いため、申立人の勤務時間、厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、申立人は、「私より数か月後に A 社に就職した同僚と数年後に就職した同僚がいた。」と述べているものの、当該同僚二人は申立人と同日（昭和 63 年 8 月 1 日）に A 社の被保険者資格を取得している上、そのうち一人は、「私は A 社に昭和 60 年 2 月頃に就職したが、当初は厚生年金保険に加入せず、しばらくしてから加入した。厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と回答している。

さらに、昭和 57 年 4 月 1 日から 63 年 7 月 31 日までにおいて、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある同僚 10 人に照会を行い、2 人から回答を得たものの、申立人の主張を裏付ける証言を得られなかったことから、申立人

の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで
A社を結婚のために退職したが、厚生年金保険の被保険者証を見たことは無く、脱退手当金は受け取っていないと思う。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約11か月後の昭和47年11月20日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年10月16日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。